

第7章 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

第1節 環境教育・環境学習等の推進

第1 環境教育・環境学習等の推進に関する施策

今日の環境問題は、通常の事業活動や日常生活に起因するところが多く、事業者や県民などすべての主体が自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいくことが必要である。このため、普及啓発や広報活動を含め、各種の環境教育・学習推進事業を実施した。

1 環境教育・環境学習の推進

(1) エコ・カレッジの開催

環境についての幅広い知識と地域や職場において様々な環境保全活動を実践するために必要なノウハウの習得を図るため、広く県民を対象とした講座を開催した。

ア 体験コース

環境について幅広い視点を備えるため、環境学習や環境保全活動に関するプログラム構築のノウハウを習得

- 修了者数 29人
- 内容 講義、実習、ワークショップ等

イ 導入コース

インターネットを活用して学ぶ通信講座を開講

- 修了者数 31人
- 内容 穴埋問題やレポート作成

ウ 職域コース

企業の環境保全担当者を対象に、環境に配慮した事業活動を推進するため、環境保全業務に関する知識やノウハウを習得（(一社)茨城県環境管理協会で実施）

- 修了者数 24人
- 内容 講義、事例研究等

(2) 子ども向け環境実践プログラムの配布

子どもの頃から環境保全に関する意識を育むため、本県独自の環境実践プログラム「キッズミッション」を県内の全小学校約548校で小学校高学年を対象として配布した。

第2 今後の取り組み

県民一人ひとりが環境について学び、環境に配慮した生活の実践に取り組む「環境学習社会」の構築に向け、家庭、学校、地域社会、職場な

(3) 高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発

高校卒業後に新社会人や大学生として新しい暮らしを始める高校3年生を対象に、エコライフのノウハウを伝えるため、エコライフ実践ハンドブック「ECO LIFE」を県内の高校3年生約26,500人に配布した。

2 環境教育・環境学習の機会と場の提供

(1) 環境アドバイザーの派遣

地域での環境学習を支援するため、学校、公民館、自治会等が行う学習会等に講師を派遣した。

- アドバイザー委嘱数 57人及び4団体
- 派遣回数 136回、受講者 6,158人
- 内容 地球温暖化問題、自然観察会、ごみとりサイクル、エコライフなど



学習会の様子

(2) こどもエコクラブ事業の推進

こどもエコクラブは、幼児から高校生を対象に、地域や学校で環境学習や環境保全活動に取り組むクラブである。

本県では、53クラブ、2,759人（26年3月末）が参加している。クラブの活動を支援するため、活動事例集を作成し、エコクラブや市町村に配布した。

どの様々な場において、環境教育・環境学習を推進する。

第2節 各主体の環境保全活動と協働取組の促進

第1 各主体の環境保全活動と協働取組の促進に関する施策

持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりが環境問題についての理解を深め、家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要である。このため家庭、事業者等の実践的取り組みの促進を図るとともに、県も、自らの事務事業にとまなう環境負荷の低減を図った。

1 県民の環境保全活動の促進

(1) 茨城エコ・チェックシート

日常生活での省エネ・省資源等の実践活動を促進するため、「茨城エコ・チェックシート」を県民、事業者等に配布し、環境に配慮した生活行動への動機付けを行った。

- ・配布部数：約 209,000 部（26 年 3 月末）

(2) キャンペーン等の実施

県民や事業者の地球温暖化防止等に関する意識の高揚を図るため、キャンペーン等を実施した。

- 夏の省エネキャンペーン（6/1～9/30）
- 冬の省エネキャンペーン（12/1～3/31）
- ライトダウンキャンペーン（6月21日（夏至の日）・7月7日（クールアースデー））
- ノーマイカーデー
 - ①7/2～7/9に1回以上
 - ②9/7～10/31に2回以上
 - ③2月～3月に1回以上

(3) レジ袋無料配布中止の取組み

地球温暖化防止とごみの減量化を図るため、県、県域4団体、事業者が協定を締結し、県全域を対象としたレジ袋の無料配布の中止を開始した。

- ・食品スーパーマーケット
 - 開始日 21年7月1日～
 - 参加事業者 27事業者 272店舗
 - ・クリーニング店
 - 開始日 22年10月1日～参加事業者 15事業者 288店舗
- 食品スーパーマーケットにおける効果は次のとおり。
- ・レジ袋辞退率 85%程度で推移

- ・レジ袋削減枚数 年換算約 2億3千枚
- ・石油削減量 年換算約 420万リットル（ドラム缶 21,000本分）

また、同様の取組みが市町村ごとにも進んでおり、26市町村が事業者等と協定を締結している。

2 団体の環境保全活動の促進

(1) 食を通じたエコライフ運動

生活学校を通じて、地産地消や食べ残しの削減、3R実践などを呼びかけるとともに、勉強会及び活動発表会を実施した。

(2) 環境関係表彰

環境保全意識の高揚を図るため、環境保全や環境美化に功績があった1人、5団体と、環境マネジメントなどに成果のあった3企業を表彰した。

3 事業者の環境保全活動の促進

（一社）茨城県環境管理協会は、事業者自らが公害を防止しようとする共通の目的のもとに昭和47年に設立され、環境調査、測定分析評価、環境技術支援を行っている。

県は、環境管理協会が行う事業に対して指導・支援を行い、事業者の環境保全活動の促進に貢献した。

4 環境マネジメントの推進

(1) 茨城エコ事業所登録制度の普及

事業者の環境に配慮した取り組みを推進するため、中小事業者でも手軽に導入できる簡易な*環境マネジメントシステムとして普及を推移した。

(2) 環境マネジメントシステム導入の促進

環境マネジメントシステムの国際的な規格であるISO14001が8年9月に発効されて以来、県内では、製造業を中心に同規格の認証取得が順調に進んでいる。

また、環境省が普及を推進しているエコアクション21の地域事務局として、19年12月に茨城県中小企業団体中央会が認定されている。

5 県の環境保全に向けた率先実行の推進

県は、自らの事務事業の執行に際し、環境への負荷の低減を図ることを目的に、「環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン、10年2月策定、23年4月改定）に基づき、全庁的に取り組みを進めている。

（1）計画の期間

23年度から27年度までの5年間

（2）計画の対象

県が行うすべての事務事業及び指定管理者施設が行う事務事業を対象

（3）実施状況

クールビスや定時退庁日の一斉消灯（ライトダウン）に加え、エコドライブを推奨するな

ど、省エネルギーなどの取組を推進した。

また、グリーン購入推進方針や低公害車購入方針に基づき、環境負荷の少ない公用車や物品の購入を進めた。

6 協働の取組の仕組みづくり

環境保全茨城県民会議（昭和47年設立）では、各構成団体をはじめ事業者、行政との連携を一層強化し、県民運動の推進、エコライフ（環境に配慮した生活）実践活動の推進、環境情報の発信等を積極的に行った。

県は、環境保全活動を推進する観点から、自然環境保全活動、エコライフ運動などを県民運動として推進する環境保全茨城県民会議に対して事業費などの助成を行い、組織の育成、指導を図った。

図表 7-2-1 県庁エコ・オフィスプラン実績（速報値）

項目	単位	基準	24年度 (参考)	25年度 (実績)	25/基準	達成 状況	25年度 目標値	27年度 目標値	
電気使用量 (道路照明・信号を除く)	庁舎用	kWh/m ²	46.87	46.24	40.56	86.5%	◎	44.57	43.68
	事業用	kWh/m ³	0.367	0.324	0.249	67.8%	◎	0.349	0.342
公用車燃料使用量<原油換算>	kL/台	1.36	1.34	1.33	97.8%	×	1.29	1.26	
燃料使用量 <原油換算>	庁舎用	L/m ²	3.43	2.63	2.07	60.3%	◎	3.26	3.19
	事業用	kL/汚泥t	0.038	0.037	0.018	47.3%	◎	0.036	0.035
用紙類使用量< A4 版換算>	千枚	236,019	245,133	251,062	106.4%	×	218,764	210,616	
水道使用量	千 m ³	1,525	1,345	1,348	88.4%	◎	1,414	1,361	
可燃廃棄物排出量	t	3,930	3,233	3,229	82.1%	◎	3,643	3,507	
グリーン購入率	%	71.6	74.1	68.0	95.0%	×	90%以上	90%以上	
温室効果ガス排出量< CO ₂ 換算>	t	169,748	165,262	159,426	93.9%	×	157,866	153,113	

第2 今後の取り組み

県民、民間団体、事業者、県などの各主体の環境保全活動の促進に向けた取り組みを推進し、自主的かつ積極的な環境保全活動の促進を図るとともに、すべての主体が一体となって取り組めるような、連携の仕組みづくりに努めていく。

そのため、環境保全茨城県民会議や大好きい

ばらき県民会議等と連携し、環境保全に向けた県民運動を展開する。また、県自らの取り組みについても、「第4期環境保全率先実行計画」（県庁エコ・オフィスプラン）に基づき、低公害車の導入や省エネ・省資源の推進を図ることにより環境への負荷の低減を図る。

第3節 国際的な視点での環境保全活動の促進

第1 国際的な視点での環境保全活動の促進に関する施策

1 環境保全のための国際協力の推進

国際的な協力については、これまで国や国際機関が中心となって実施してきたが、開発途上国からの多様なニーズに応えるため、地方自治体の役割が期待されるようになってきた。

本県においても、高度な産業が集積しているとともに、環境保全活動に取り組む様々な主体が多数活動していることから、情報交換等のネットワーク化を図り、地球規模での環境保全活動が推進されるよう、積極的に環境分野における国際協力に取り組んでいる。

(1) 海外への専門家派遣

一財団法人自治体国際化協会（CLAIR）が作成する「自治体国際協力人材バンク」に、国際協力に関する知識や技術を有する県内自治体職員を登録しており、開発途上国からの要請に応じて適切な人材を派遣する体制を整えている。

(2) 国等との連携・協力

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施している「青年海外協力隊派遣事業」及び「シニ

ア海外ボランティア派遣事業」に係る募集・広報活動を同機構と共同で実施するとともに、派遣者及び帰国者に対する支援活動を行っている。

(3) いばらき霞ヶ浦賞

本県では、9年度から開発途上国における湖沼環境保全の研究や技術開発を支援するため「いばらき霞ヶ浦賞」を創設している。同賞の授与は、世界湖沼会議に併せて実施しており、これまで27カ国・46組（101名）の研究者等に授与している。

2 民間団体等の国際協力の推進

本県には多くの国際交流・協力団体が存在しており、公益財団法人茨城県国際交流協会に登録している団体だけでも126団体に上る。この中には、環境分野での国際協力を活動の中心としている団体も多く、本県では、現地情報の提供、現地との連絡・調整の支援、各団体が独自に行う研修員受入・ボランティア派遣等に係る各種手続きのアドバイス等を行っている。

第2 今後の取り組み

国や関係機関と協力・連携を図りながら、研修員の受入、専門家の派遣、学術・研究交流等

に積極的に取り組み、引き続き地方発の国際的環境協力の推進に努める。

トピックス 茨城県環境アドバイザー制度

地球温暖化やごみの不法投棄等の身近な環境問題に対し、一人ひとりが日常生活の中で意識して環境保全活動に取り組めるようにするため、学校や地域、職場において、環境に関する意識の啓発を行うことは非常に大切です。

本県では、環境保全に関する知識を深め、地域社会での環境学習活動を醸成することを目的として、平成5年10月に「茨城県環境アドバイザー制度」を創設し、学校や公民館、自治会や住民団体などが実施する環境学習会・自然観察会などに、県で委嘱した「環境アドバイザー」を派遣してまいりました。

環境アドバイザーには、「地球環境」、「地域環境」、「自然環境」、「生活環境」、「環境パートナーシップ」の幅広い分野の専門家（58人、4団体（平成26年4月現在））がおり、地域のニーズに対応した派遣活動を行い、ここ数年の派遣件数の実績は毎年120件を超えております。

その結果、派遣先からは、「参加した子どもたちの環境や自然を大切にしていこうとする意識に高まりが見られた」等の好意的な感想が多数寄せられております。

県では、今後も講師や講義内容の充実を図り、幅広い世代に対し環境教育・環境学習の場の提供を推進してまいります。

◆学習会・講演会・観察会の分野

地球環境	地球温暖化
	エネルギー
地域環境	大気
	水質
	土壌
	廃棄物・リサイクル
自然環境	昆虫・植物観察会
	水生生物調査
	野鳥観察会
	自然体験
生活環境	エコライフ
	省エネクッキング
	エコ住宅
	エコドライブ
環境パートナーシップ	環境マネジメント
	環境学習

トピックス

快適な自然冷房「緑のカーテン」

「緑のカーテン」とは

夏場に、町を歩いていて家や建物の周りに、植物を育成させている光景をみたことはありませんか？これが「緑のカーテン」です。緑のカーテンは、遮光効果や冷却効果でエアコンの使用を抑え、節電・省エネ効果があるだけでなく、植物を育てる楽しみもありますので、家庭や学校、さらには職場でも緑のカーテンを実践されている方が年々増えております。

緑のカーテンに使用する植物としては、朝顔やヘチマ、ゴーヤなどが多いですが、最近は、インゲンやメロンといった植物も使われる例も見られます。

「緑のカーテン」の効果

夏場に木陰となっているところが、日差しの中と比べて、とても涼しいことを実感したことはありませんか？これは、植物が水分を蒸散することによって、その周りの空気の温度を下げる効果があるためです。

建物を植物で覆ったものが緑のカーテンです。植物が建築物の周囲を覆うことによって、建物内部に涼しい風が入ることでクーラーを使わなくても室内の温度が抑えられるために、節電・省エネの効果が図られます。

「緑のカーテン」の作り方

- ・標準的なプランター（長さが30cm以上で深さが50cm）を用意する。
- ・種を植え、芽が出たら、水をたっぷり与える。
- ・苗が大きくなってきたら、植物専用ネットを張り、つるを誘因する。
- ・2週間に一度は、有機肥料（液体、油かす等）を与える。
- ・つるが伸び、花が咲いたら、ネットより大きくならないよう、適宜先端をはさみで切って成長を止める。
- ・植物が枯れ始めたら、早めに枯れた葉が飛び散らないよう、取り除いて掃除をする。



(株) クラレ鹿島事業所



笹沼氏（東海村）